

## 「益城町の農業の振興に関する計画」に係る農業振興の達成状況の検証について

### 1. 「農業の振興に関する計画」について

「農業の振興に関する計画」とは、農業振興地域の整備に関する法律（以下「農振法」という。）施行規則第4条の4第1項27号に基づく計画（以下「27号計画」という。）で、町の農業振興策として農業振興地域整備計画を補完するものです。当該計画では「地域農業の振興に資する施設」として位置付けられた施設の用地については例外的に除外が可能とされています。

### 2. 定期的な検証について

27号計画に位置付けられた施設については、当該施設が、地域の農業の振興に寄与し、地域の特性に応じた総合的な農業の振興に必要なものであるか否かについて、検証することとされています。

### 3. 振興計画により目指す農業振興の方策

No.	方策	目標	目標達成に必要な施設
1	生活環境等の整備の充実	住民の生活向上や安定	宅地分譲

### 4. 対象施設及び検証内容

No.	施設	面積（㎡）	施設の位置	整備状況
1	宅地分譲	8,274	大字馬水字外豊	29区画の分譲地が整備されており、うち16区画について建築行為に係る地区計画の届出があっている。 また、計画策定後、当該地以外において住宅建設目的の農用地の除外は行っていない。

### 5. 検証時期 令和8年3月

### 6. 検証結果

No.	施設	達成状況
1	宅地分譲	・地区計画の届出があっている区画数 16区画/29区画（55%） ・災害復興ゾーン以外の地域において住宅建設目的で除外した農用地面積 0㎡（令和6年度からの通算）